

東京海上日動 マリンニュース

NO.189

2010年6月16日
海上業務部 コマーシャル損害部

HNS条約を改正する議定書の採択

要旨

「危険物質および有害物質の海上輸送に関する損害についての責任と補償に関する条約」(HNS条約)は1996年に成立しましたが、未だに発効するに至っておりません。その理由として、今後、本条約を実施するうえでいくつかの障害があることが指摘されてきました。

かかる状況を踏まえ、条約を手直しするための新条約(議定書)がIMO(国際海事機関)にて検討されていましたが(詳細は2009年5月発行のマリンニュース 第185号をご参照ください)、今般、本年4月下旬に開催されたIMOの外交会議で議定書が採択されました。

ここに、成立した議定書の概要についてご案内いたします。

1. 経緯

- (1) HNS条約とは、船舶による海上輸送中の「危険物質および有害物質」(Hazardous and Noxious Substances:各種の化学物質、石油、LNG、LPGなど)によって発生した損害の賠償(および補償)に関するもので、その概要は以下の通りです。
- ・船主の責任は無過失責任(厳格責任)とする。
 - ・一定の船主責任制限額を設けて、これを強制保険で担保する。
 - ・船主の責任を超える部分については、有害物質および危険物質の受取人などが拠出する国際基金(HNS基金)が補償を行う。この限度額は、船主責任額を含めて2億5千万SDR(約350億円、@¥140)とする。
- (2) この条約は”難産”でした。IMOは1977年に検討を始め、ようやく1996年に採択されるに至り、**検討に19年を費やしたことになります**。現在、本条約を批准している国は**14カ国**(アングラ、キプロス、エチオピア、ハンガリー、リベリア、リトニア、モロッコ、ロシア、セントキツアンドネビス、サモア、シェラレオネ、スロベニア、シリア、トンガ)ですが、必要な発効要件(12カ国かつ、船舶の総トン数と年間受取貨物量の3つの要件あり)を満たしていません。さらに、批准国は批准の際に自国の拠出貨物の数量などの情報をIMOに報告することになっていますが、これを実施した国は一部の国に留まっています。
- (3) **条約成立後14年経過しても発効していないこと**について、「本条約の中に、実施するうえで障害となる点があり、これを克服しない限り、本条約の発効は難しい」ということが広く認識され、特に欧州連合(EU)は早急に手直しを行うべきである旨主張してきました。
- (4) 問題点の検討は国際油濁補償基金で2007年に始められ、2009年のIMO法律委員会で「本条約を改正する議定書」の原案が完成し、これについて、今般、4月末に開催されたIMO外交会議で最終審議が行われ、4月30日に議定書が採択されました。

2. 原条約(96年条約)を改正した点

(1) 原条約を主に次の3点について、改正しました。

①梱包貨物の除外と船主限度額の増額

原条約では、HNS 基金に拠出をするのは、締約国での貨物の「受取人」（具体的には「荷揚げされている貨物を物理的に受取る者」）と規定されていますが（LNG は除く）、梱包貨物（コンテナ貨物など）の場合にはこれを特定することは容易ではありませんでした。

【改正点】

梱包貨物は HNS 基金への拠出貨物から除外しました。（その結果、受取量の報告も不要）

一方、梱包貨物に関する事故の補償について、HNS 基金から支払うことは従来通りであり、これに伴うバルク貨物受取人からの基金への追加負担額を減じるため、**梱包貨物の輸送に限り、船主責任限度額を従来より 15% 引き上げました。**この結果、梱包貨物での責任限度額は（船舶のトン数に応じて変わりますが）最小で 1,150 万 SDR(約 16 億円：従来は 1,000 万 SDR)、最大で 1 億 1,500 万 SDR (約 161 億円) となりました（従来は、1 億 SDR(約 140 億円)）。

②LNG 会計への拠出者の変更

原条約では、LNG 会計については、拠出者を「荷揚げ直前の権原者（Title Holder）」としていますが、この拠出者が条約の締約国にいない場合、拠出金を徴収することは事実上困難でした。

【改正点】

拠出者を「受取人」に変更しました（但し、受取人と権原者との間での合意があれば「権原者」を拠出者とすることもできることにしています）。

③「拠出貨物の未報告」への制裁規定の導入

原条約において、条約の批准時に加えて批准時以後毎年、加盟国は拠出貨物を報告することを義務づけられていますが、これを怠った場合の制裁の規定がありませんでした。

【改正点】

「未報告の国には、報告を行うまでは基金による補償を行わない（人損を除く）」という**制裁規定を設けました。**

(2) 将来この議定書が発効すれば、HNS 条約を実施するうえでの障害は除かれたことになります。しかしながら、HNS は約 6,500 種類といわれる化学物質、石油、LNG、LPG が対象となっていますので、拠出金を算定するための HNS 受取量の把握は容易でないと思われます。今後の動向が注目されます。

以 上